

03 答申第2号
令和3年12月24日

大府市長 岡村 秀人 様

大府市国民健康保険運営協議会
会長 栗山 美親



国民健康保険税限度額の改定について（答申）

令和3年12月24日付け03諮問第2号にて諮問のありましたこのことについて、当協議会として慎重審議の結果、下記のとおり答申します。

記

「1 国民健康保険税限度額の改定について」は、原案のとおりとする。

- 1 国民健康保険税限度額の改定について
大府市国民健康保険税条例の一部改正

改正内容

「法定限度額の金額に合わせ、限度額を99万円から102万円に変更する。」
(医療分63万円を65万円に、支援金分19万円を20万円に変更する。)

令和4年4月1日施行（令和4年度課税分から適用）

大府市国民健康保険税条例の一部改正は、地方税法等の関係法令が別に定める日までに改正されることを条件とする。